

古典籍資料室運営要領

(平成元年三月二十八日館長決定第四号)

改正

平成	十一年十二月二十七日館長決定	第十号
同	十二年六月十四日同	第六号
同	十四年三月三十一日同	第二号
同	十四年五月七日同	第十五号
同	十四年十月三日同	第十九号
同	十六年九月二十八日同	第六号
同	二十三年六月二十三日同	第十一号
同	二十三年十二月二十七日同	第十七号
同	二十八年一月二十日同	第一号
令和	四年三月二十九日同	第二号
同	六年三月二十五日同	第一号
同	七年十二月九日同	第二号

(趣旨)

- 1 古典籍資料室の運営については、国立国会図書館資料利用規則(令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「規則」という。)及び国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則(令和四年国立国会図書館規則第二号)の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(閲覧に供する資料の範囲)

- 2 古典籍資料室においては、古典籍資料、貴重書、準貴重書等その他の利用者サービス部人文課古典籍係が所管する図書館資料(以下「資料」という。)を閲覧に供するものとする。

(閲覧の許可を必要とする資料)

- 3 資料(マイクロ資料その他の資料の複製物及び開架資料を除く。

以下第七項までにおいて同じ。)は、規則第二十七条に規定する

閲覧の許可を必要とする資料とする。

(閲覧の許可の申請)

- 4 資料の閲覧の許可を受けようとする者が提出する閲覧許可申請書は、古典籍資料室カウンターで受理するものとする。

(閲覧の許可)

- 5 資料の閲覧の許可は、利用者サービス部長が与える。
- 6 資料の閲覧の許可の有効期間が経過したときには、継続して資料を閲覧する必要が認められる場合であっても、改めて閲覧許可申請書の提出を求めるものとする。

(許可の取消し)

- 7 利用者サービス部長は、規則第二十三条の規定により入館を拒まれ、又は退館を命じられた者については、資料の閲覧の許可を取り消すことができる。この場合において、閲覧許可証の交付を受けた者については、これを返却させるものとする。

(土曜日の閲覧)

- 8 閲覧の許可を必要とする資料のうち土曜日に閲覧に供するものは、次項の規定により閲覧の日時を指定したものと及び第十項の規定により閲覧の予約を受け付けたものとする。

(閲覧日時の指定等)

- 9 貴重書、準貴重書等その他これらに準ずる資料で館長が定めるもの(以下「貴重書等」という。)を閲覧に供する場合は、これを閲覧しようとする者に対し、事前に閲覧の申請を求めるものとし、当該申請に基づき閲覧させる日時を指定する。この場合にお

いて、閲覧の申請を受け付ける資料の数は、指定された日一日につき三件以内とする。

(閲覧の予約)

10 資料（貴重書等及び開架資料を除く。以下この項及び次項において同じ。）を閲覧に供する場合において、これを閲覧しようとする者から閲覧を希望する日の前閲覧日の正午までに閲覧の予約の申出があつたときは、閲覧の予約を受け付けることができる。この場合において、閲覧の予約を受け付ける資料の数は、閲覧を希望する日一日につき二十一件以内とする。

(閲覧の制限)

11 次に掲げる資料については、閲覧に必要な制限を加えるものとする。

一 国の指定する文化財及びこれに準じる資料

二 汚損又は損傷が著しい資料

三 損傷のおそれがある資料

四 資料を複製したマイクロ資料又は電子情報（規則第二条第二号に規定する電子情報をいう。）その他の資料の複製物を利用することができる原資料

五 大型の資料で通常の閲覧方法によることが不適当なもの

六 その他保存のために特別な配慮が必要な資料

(請求資料の数)

12 古典籍資料室における規則第三十一条に規定する数は、請求中のもの及び未返却のものを含む、三件以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(資料の請求時間)

13 古典籍資料室における規則第三十一条に規定する請求時間は、午前九時三十分から午後四時までとする。

(同時に閲覧することができる資料の数)

14 同時に閲覧することができる資料（開架資料を除く。次項及び第十七項において同じ。）の数は、未返却のものを含む、三件以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(一日に閲覧することができる資料の数)

15 一日に閲覧することができる資料の数は、第九項の規定により閲覧日時指定を受けたもの及び第十項の規定により閲覧の予約をしたものを含む、二十一件以内とする。

(閲覧の場所)

16 資料は、古典籍資料室の所定の閲覧席においてのみ閲覧に供する。

ただし、古典籍資料室において資料を閲覧するための機器が利用可能でないと認められる場合には、当該資料を古典籍資料室以外の所定の閲覧室等において閲覧に供することができる。

(資料の返却)

17 閲覧を終えた資料は、古典籍資料室における閲覧時間内に、古典籍資料室のカウンターに返却するものとする。

(所管外図書館資料の閲覧の禁止)

18 資料以外の図書館資料を古典籍資料室で閲覧することは、認めない。ただし、資料と併せて閲覧する必要が特に認められると

きは、この限りでない。

(持込みの制限)

19 利用者サービス部長が閲覧に必要なものとして指定する物以外の物を利用者が典籍資料室に持ち込むことは、認めない。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(複写)

20 資料（貴重書、準貴重書等、マイクロ資料その他の資料の複製物及び開架資料を除く。以下この項において同じ。）の複写（自写を除く。以下同じ。）は、規則第五十条第二項第二号に掲げる特別の取扱いを必要とする資料の複写とする。ただし、資料の一部分の複写については、この限りでない。

21 第十一項第四号に掲げる原資料の複写は、認めない。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

22 前項ただし書の規定による原資料の複写物の種類は、撮影した画像の印刷出力による印画、撮影した画像を記録した光ディスクの作成及び撮影した画像の電磁的記録の作成（電気通信回線を通じて送信する場合に限る。）とする。

附 則

この要領は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十七日館長決定第十号）

本件は、平成十二年一月五日から施行する。

附 則（平成十二年六月十四日館長決定第六号）

本件は、平成十二年六月二十日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年五月七日館長決定第十五号）

本件は、平成十四年五月七日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日館長決定第十九号）

本件は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日館長決定第六号）

本件は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号）

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日館長決定第十七号）

本件は、平成二十四年一月六日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二十日館長決定第一号）

本件は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年五月十九日から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日館長決定第一号）

本件は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月二十日から施行する。

附 則（令和七年十二月九日館長決定第二号）

本件は、令和八年一月一日から施行する。